

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度定期監査を実施しましたので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 松浦 正一

平成30年度 定期監査等結果報告書（第1次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
企画政策課	平成30年 9月 3日～ 9月 5日	平成30年11月 6日
建築住宅課	平成30年10月 5日～10月11日	平成30年11月 6日
管財課	平成30年 9月13日～ 9月20日	平成30年11月 6日
商工観光課	平成30年 9月21日～ 9月28日	平成30年11月 7日
産業振興センター	平成30年 9月21日～ 9月28日	平成30年11月 7日
土木課	平成30年10月 1日～10月 4日	平成30年11月 7日
業務課	平成30年 6月18日～ 6月22日	平成30年11月 7日
施設課	平成30年 6月18日～ 6月22日	平成30年11月 7日
環境政策課	平成30年10月15日～10月18日	平成30年11月 8日
環境業務課	平成30年10月15日～10月18日	平成30年11月 8日
都市整備課	平成30年10月19日～10月24日	平成30年11月 9日
農林課	平成30年10月25日～10月30日	平成30年11月 9日
農業委員会事務局	平成30年10月25日～10月30日	平成30年11月 9日

2. 監査の対象事項

平成29年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 松浦 正一

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めるものや、意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【企画政策課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 書類関係について

① 文書の保存年限やファイル管理について、次のような事例が見受けられた。

A 永年保存の文書が10年保存のファイルに綴られている。

・御所市ふるさと創生事業選考委員会委員の委嘱について

B 保存年限が10年保存となっているが、「御所市文書取扱規程」別表『保存年限期間基準表13』に則り保存年限を再度確認されたい。

・寄附金の採納について

【建築住宅課】

予算の執行について、収入関係書類は一部を除き概ね良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類についても一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 保守点検業務について、仕様書に『24時間365日監視し…』と記載されており、4月1日午前0時より委託する業務であるが、通常の1年契約となっている。前回の定期監査の際に『老朽化したエレベータ保守については長期継続契約は難しく検討中』との報告があった。長期継続契約が無理なのであれば債務負担行為をするのが望ましい。

・市営住宅エレベータ保守点検業務委託 2,527,200円

(2) 決裁について

① 改良住宅使用料の減免について、部長専決となっている。

・住宅使用料の減免について

(3) 現金の取扱いについて

① 市営住宅等の入居者より自動車保管場所使用承諾証明発行手数料を収納されている。保管簿には、平成30年3月23日発行分（建築住宅課領収書控えあり）について、平成30年4月4日出納室に引き継いだとの記載があるが、出納室の現金引継ぎ簿、歳入予算差引簿からその確認は出来ない。

【管財課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 契約書について、次のような事例が見受けられた。

A 訂正印が委託者の御所市印のみ押印されており、両者確認とみなしがたい。

・葛城公園維持管理業務 4,813,578円

B 受注者業者の代表者名の記載がない。

・石光山緑地公園改修工事 1,263,600円

② 業務委託について、次のような事例が見受けられた。

A 平成30年3月分の検収報告書が翌年度の平成30年4月10日となっている。検収については、必ず年度内に行われたい。

・葛城公園維持管理業務委託 344,806円

【商工観光課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 請書について、次のような事例が見受けられた。

A 日付及び納入期限が記載されていない。また、『新規事業関係』ファイルに請書のみ保管されている。業者選定から支出負担行為等一連の書類として保管すべきである。

・御所市観光パンフレット 葛城の道 270,000円

(2) 書類関係について

① 文書の保存年限やファイル管理について、次のような事例が見受けられた。

A 永年保存の文書が10年保存のファイルに綴られている。

・御所市地域振興施設の指定管理業務に係る協定書について 他2件

【産業振興センター】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

① 契約書に契約日付が記載されていない事例が見受けられた。

・機械警備業務委託 177,288円

【土木課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 契約金額が5万円を超えているが、請書を徴取されていない事例が見受けられた。「御所市物品購入及び業務委託等に係る入札及び契約事務取扱要綱第9条第1項第2号」の規定に基づき処理されたい。

・道路修繕に係る交通整理業務委託 51,840円

【環境業務課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 契約書・請書について、次のような事例が見受けられた。

A 見積合わせの見積開示日及び契約日が契約期間より後の日付となっている。

・御所市クリーンセンター浄化槽保守点検業務委託 50,760円 他3件

(2) 決裁について

- ① 土地及び施設の一部、機材の貸付を行う契約締結について、副市長決裁となっている事例が見受けられた。「御所市決裁規程第3条第2項第14号」に則り市長決裁を得られたい。

・御所市クリーンセンター土地及び施設の一部貸借並びに機材使用について

【農林課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 決裁について

- ① 行政財産目的外使用許可の伺いを課長専決により許可されている。また、使用許可書も課長名で発行されている。「御所市事務決裁規程」に基づき副市長決裁を得られ市長名で許可書を発行されたい。

・御所市所有物件（農林課管理）使用の許可について